

平成 21 年 3 月 30 日



ハウスプラス確認検査株式会社  
代表取締役社長 加藤 義雄

### 業務区域の拡大についてのお知らせ

当社は、国土交通大臣より確認検査業務区域の増加に関する認可を取得し、静岡県内における同業務の実施が可能になりましたので、お知らせいたします。  
静岡県内の業務対象建築物は、全ての建築物及び工作物でございます。

今後の確認検査業務の区域は以下の通りとなります。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）、  
神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、札幌市、及び仙台市。  
ただし、愛知県、札幌市、仙台市は延べ面積が2,000m<sup>2</sup>を超えるもの

今後も更なるサービスの向上に努めて参りますので、引き続きご愛顧下さいますよう、お願い申し上げます。

以 上

お問合せ先：ハウスプラス確認検査株式会社  
03-5777-1416